

君津市環境審議会議事録

日 時 令和6年12月25日（水）午後1時30分
場 所 君津市役所9階 議会全員協議会室

【君津市環境審議会】

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 議題

議案(1) 会長及び副会長の選任について

報告(1) 新井総合施設株式会社に係る汚染土壌処理施設設置等事前協議結果について

報告(2) 第2次君津市環境基本計画の令和5年度実績報告について

報告(3) 第5次君津市地球温暖化対策実行計画の令和5年度実施状況について

- 4 その他
- 5 閉会

◎ 出席委員 12名

三浦 道雄	保坂 好一	石上 墨	天笠 等	大和 ヒロシ
鈴木 喜計	長谷川 さおり	北川 竜司	天笠 寛	石井 信幸
田浦 定一	松崎 正行			

◎ 欠席委員 2名

中野 勝	伊藤 俊樹
------	-------

◎ 出席職員 15名

市長		石井 宏子 (挨拶後退席)
経済環境部長		竹内 一視
経済環境部次長		石山 英樹
"		馬場 貴也
経済環境部環境保全課	課長	小松 肇
"	調査規制係長	川嶋 高平
"	環境施策係長	一田 和敏
"	主事	武江 ことみ
"	主事	鈴木 祐麻
"	主事	板倉 世緯
経済環境部環境衛生課	課長	中村 光宏
経済環境部環境グリーン推進課	課長	江利角 英生
"	環境グリーンアドバイザー	大竹 一宏
"	環境グリーン推進係長	鈴木 拓也
"	主任主事	本吉 拓哉

◎ 公開又は非公開の別 公開 • 非公開

◎ 傍聴者 2名 (定員 6名)

君津市環境審議会

《午後1時30分開始》

(川嶋係長)

これより、君津市環境審議会を開会いたします。

進行を務めさせていただく、環境保全課 川嶋と申します。

よろしくお願ひいたします。

なお、本日、中野委員におかれましては、急遽対応が必要な用務が入ってしまい、出席できなくなつたとの連絡を会議前にいただいておりますので、席次については修正が間に合わなかつたため、中野委員の名前も記載してありますけれども、本日はご欠席ということで、ご了承くださいますようお願いいたします。

本日の出席委員は委員総数14名のところ12名で、半数以上が出席されておりますので、君津市環境審議会規則第3条第2項の規定により、本審議会は成立することを報告いたします。

なお、本日の審議会については、君津市情報公開条例に基づき公開となっており、会議録につきましては、後日、市のホームページで公開されますので、ご了承願います。

また、本日の傍聴者は2名おりますので、これより入室することをご了解願います。

それでは、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者の入室)

それでは、配布資料について、確認させていただきます。

あらかじめ、資料1-1、資料1-2、資料2については郵送させていただいております。

本日の配布資料として、会議次第、両面印刷で委員名簿、事務局職員名簿、席次表、環境保全条例抜粋、環境審議会規則、環境審議会運営規定、当日配布資料を机上に置かせていただいております。

資料が足りない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

はじめに、石井市長からご挨拶を申し上げます。

(石井市長)

皆様、市長の石井でございます。

本日は環境審議会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

皆様には、本審議会において、本市の環境行政に係る様々な課題等をご審議いただき、課題解決に向けたお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

本日の議題でございますけれども、会長及び副会長の選出のほか、新井総合施設株式会社に関する報告などとなっております。

委員の皆様におかれでは、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(川嶋係長)

ここで、石井市長につきましては、公務の都合により、退席させていただきます。

(石井市長退席)

(川嶋係長)

議事に入ります前に、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

三浦委員から時計回りで、一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。
よろしくお願ひします。

(委員自己紹介)

(川嶋係長)

ありがとうございました。

続きまして、出席職員の紹介に移らせていただきます。

経済環境部長 竹内から、本日の出席職員について紹介させていただきます。

(出席職員紹介)

(川嶋係長)

次に、この環境審議会の位置付け等について、簡単にご説明申し上げます。

お手元の「君津市環境保全条例（抜粋）」という資料をご覧ください。

この条例の第51条で審議会の位置付けをしております。読み上げますと、「環境基本法第44条の規定により、環境の保全に関し基本的な事項を調査審議し、市長に答申、建議等をするため、君津市環境審議会を置く。」とあります。

具体的には、環境保全に関する条例の制定や改廃、環境基本計画の策定、環境アセスメントや廃棄物処理施設の設置等で県から市に意見を求められた場合などに、この審議会に諮問して答申をいただくということになります。また、第52条では、15名以内で組織し、任期は2年とし、再任を妨げないとしております。

それでは、本日の最初の議題となります「会長及び副会長の選任」につきまして、運営規定第2条により、「会長及び副会長の互選を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、経済環境部長が臨時議長を行うこととする。」と規定されておりますので、竹内経済環境部長が臨時議長を務めさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(竹内臨時議長)

ご指名でございますので、会長が決定するまでの間、私が臨時議長を務めさせていただきますので、議事進行につきまして、ご協力を願ひいたします。

一点目、「議案1 会長及び副会長の選任について」でございます。

はじめに、会長の選任につきまして、どなたかご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(鈴木委員)

環境審議会の位置付けは、先ほど事務局から説明があったとおりですが、前身として君津の場合には、5か町村が合併したときに君津市公害対策委員会というのを作りました。それから数えるとちょうど5年目くらいになります。

実は、環境審議会というのは市町村には設置義務がありません。都道府県には法律で設置義務があります。しかしながら君津市はこういうことをやろうということをやってきましたわけあります。

それで、僕が承知している範囲では、その間、常に会長は、市議会選出の委員の互選によって選出してきた、というのが今までの例でございます。

従いまして、そういう方法で市議会選出の5人の委員の皆さんのが互選で決めるのがよろしいのかなというふうに思います。

(竹内臨時議長)

ありがとうございました。

ただ今、鈴木委員から市議会議員の間で互選ではいかがか、というようなご意見がございました。皆さんにお諮りいたします。

ただ今のご意見のとおりでよろしいでしょうか。

(委員から異議なしとの発言あり)

(竹内臨時議長)

異議なしということですので、市議会議員の皆様には別室の第4委員会室にて、会長の互選をお願いしたいと思います。

この間、暫時休憩をさせていただきます。

(休憩)

(竹内臨時議長)

それでは委員が戻られましたので、再開いたします。

互選の結果を、どなたか代表して発表願います。

(石上委員)

市議会選出委員で互選した結果、市議会議員としても経験豊富で、環境問題にも見識が深い、保坂委員に会長を務めていただくことといたしました。

(竹内臨時議長)

ありがとうございました。

ただ今、会長には保坂委員を、ということでご報告がありました。

保坂委員を会長としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員から異議なしとの発言あり)

(竹内臨時議長)

異議なしということでございますので、保坂委員を会長にということでお願いを

したいと思います。

会長が選任されましたので、これをもって臨時議長の職を解かせていただきます。
議事・進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(川嶋係長)

ありがとうございました。

保坂委員には会長として今後ともよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、会長に選任されました保坂委員は、議長席にご移動をお願いしたいと思います。

ここで、進行の都合により暫時休憩とさせていただきます。

また、田浦委員におかれましては、本日、他にも出席が必要な会議があると伺っておりますので、申し訳ございませんがここで退席となりますので、ご了承いただきたいと思います。

(田浦委員退席)
(休憩)

(川嶋係長)

それでは、再開させていただきます。

始めに、保坂会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

(保坂会長)

皆さん改めましてこんにちは。

前回の審議会の委員長から引き続きという形で務めることになりました。

環境審議会においては、君津は日本製鉄もありますし、多々、環境問題について、先ほど鈴木喜計委員がお話ししたように、歴史の長い環境問題についてきちんとやつてきました。

ぜひとも、これから先も皆さんのご意見を頂戴しながら、このことについて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(川嶋係長)

ありがとうございました。

それでは、以降の議事の進行につきましては、君津市環境審議会規則第3条の規定により、保坂会長に議長をお願いいたします。

(保坂議長)

それでは、これから審議会を務めさせていただきますのでよろしくお願ひします。

まず最初に、副会長の選任につきまして、皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

どなたかご指名いただけるような方はいらっしゃいますでしょうか。

(天笠 等委員)

ここは、やはり環境問題に大変精通されているとともに、長年にわたって環境審議会の委員を務めていただいております、鈴木委員を副会長に推薦させていただければと思います。

よろしくお願ひします。

(保坂議長)

ありがとうございました。

ただ今、天笠委員から鈴木喜計委員に副会長をという話がありました。他にございませんか。

(委員からなしとの発言あり)

(保坂議長)

他の意見もないようですので、鈴木喜計委員を副会長に選任したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から異議なしとの発言あり)

(保坂議長)

異議なしということですので、鈴木委員、よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、只今選任された鈴木副会長に、就任のご挨拶を一言、よろしくお願ひ申し上げます。

(鈴木副会長)

改めまして、副会長という重責を担うことになりました、鈴木でございます。

よろしくお願ひいたします。

先ほど、君津市の環境審議会について、54年の歴史があると言ったんですけど、僕、役所の一般職で31年間やりました。

しかしながら、その31年のスタート点から考えまして、環境行政は51年間やっています。今年51年目です。20年間何をしてたのかと言いますと、他県で審議会委員をやったり、12年前ですか、君津の審議会にも加わらせてもらっていますけれども、そういうことでやってまいりましたので、いろんなところでのいろんな事象がありますので、やっぱり僕自身そういう思いでやってきたんですけども、自分の生まれ育った町ですから、ここの環境をどうするんだという原点を、やはりきっと、市長の諮問機関として会長を助け、皆さんと共に前進させていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

ありがとうございます。

(保坂議長)

ありがとうございました。

鈴木副会長には、これまで様々な形でご尽力いただいております。

引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、「報告1 新井総合施設株式会社に係る汚染土壤処理施設設置等事前

協議結果について」、事務局からの説明を求めます。

(小松課長)

本件につきましては、委員の皆様に開催のお知らせをさせていただきました時点では議題にございませんでした。

本年度の第1回、第2回の会議でご審議いただいた内容について進捗の報告をさせていただきたく、議題を追加させていただいておりますので、ご了承くださいますようよろしくお願ひいたします。

それでは、報告1の「新井総合施設株式会社に係る汚染土壌処理施設設置等事前協議結果について」説明をさせていただきます。

(事務局から資料に沿って説明)

(保坂議長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から、汚染土壌処理施設等の事前協議の結果について報告がありました。

最終的には12月3日に同社から県に対して汚染土壌処理業に係る変更許可申請が行われたということです。本件について、何かご質問のある方、よろしくお願ひいたします。

(質疑なし)

(保坂議長)

なければ、報告2に入りたいと思います。

「第2次君津市環境基本計画の令和5年度実績報告について」、事務局から説明を求めるところです。

(事務局から資料に沿って説明)

(保坂議長)

ありがとうございました。

本件について、質疑がありましたら、皆さん、よろしくお願ひいたします。

(天笠 等委員)

第2次君津市環境基本計画令和5年度実績報告書のところでちょっと聞きたいんですけれども、7ページの上の4番ですね、「環境美化推進ボランティアの育成を行います」について、実際に君津駅の周辺でしたっけ、募集して、ごみ拾い等々をやられたことなのかなと思うんですけども、そういった中で、環境ボランティアの育成を行いますということですが、人数的な育成を行っているのか、また、どのような形で育成を広めていくのかというような具体的な部分があれば教えていただきたいと思うんですけども、お願ひします。

(中村課長)

昨年度は君津駅周辺をボランティアの皆さんに集まっていたいただき、1回実施したところでございます。各団体も、高齢化が進んでおりますけれども、地域で活動いただいている団体が14団体登録されておりますので、そういった中で、地域の中での声掛けであったり、そういうボランティアの活動を、市の方でもクリーン作戦等は年に1回実施しておりますので、そういったところを利用して、ボランティアで環境美化の重要性というところを皆さんにお知らせしているような状況です。

以上でございます。

(天笠 等委員)

ありがとうございます。

できるだけいろいろな部・課で、1つのところだけでなく、今雑草の問題だとかいろんな問題もあるので、現に、この間もちょっと一般質問の中でさせてもらったことがあったんですけども、ながら防犯隊とか、あるいは周西地区の地域づくり協議会の設立準備会とかをやってたり、あるいは道路ボランティアとか、そんな方もいると。

そういうものを、個別、バラバラにやっているよりも、できるだけネットワーク化して、市としてそういう形で対応をしていくことによって、より君津の環境について、魅力ある街としての部分につながっていくのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

(中村課長)

今おっしゃられたとおり、ネットワークといいますか、そういったところも重要なと思いますので、また、環境衛生課の方ではごみの減量化推進委員を兼ねて環境美化推進委員を自治会から何名かお願ひしているところもございますので、そういうネットワーク等も今後検討してまいりたいと思います。

(天笠 等委員)

ありがとうございました。

ぜひとも、よろしくお願ひします。

(保坂議長)

他に、ございませんでしょうか。

(鈴木委員)

質問です。資料1-2の3ページに図7があります。図7は降下ばいじん量を示しているんですけども、実はですね、この降下ばいじん量というのは基準があるわけでも何でもなくて、1つのインデックスとしてとらえるべきだと理解していますけれども、令和の時代で10トン近くまでいっているというのは非常に高い値です。それと、20トンなんていうのはちょっと、論外でございます。

ちなみに、昭和55年頃の話ですけれども、小糸とか小櫃というのは100トンを超えてました。降下ばいじん量が100トンを超えるのは、鹿児島市内の、あの時は南岳が噴火していましたので、鹿児島に行くとわかると思うんですけども、噴火した灰をごみステーションに出して良いことになっているんですよ。そういうのがあるんですけど、鹿児島と肩を並べるのが、君津の小櫃と小糸だったのです。

ところがそれからどっと下がってきたんですけど、残念ながらこれで見てみると、令和2年で小櫃で20トンなんていうのもあるし、小糸も決して低くはないですね、というふうに捉えています。これが何なのかよく分かりません。個別のデータを見ていませんので。ですから、市町村とか都道府県のデータが横並びに出たとき、これ、突出しちゃうんだよね、というふうに見えます。

それと、同じページの中で、小糸川のBODなんですけれども、奥米橋で3mg/Lって高くないですか。これは何か原因の追究をされていますか、というのがありますね。

それと同様にして、図11にあるんですけれども、海域のCODが、黄色いのが、地点が分からなくて、地点4というふうに凡例では出ていますけれども、これどこなのかなっていうのがあるんですけれども、海域のCODって、やっぱり7から8mg/Lなんていうのは結構高いですよね、というのがあります。

それと、具体的な数字ではないんですけれども、具体的な数字というか、一般論として話をする場合に、一人1キログラムのごみの排出量だよ、なんて言うと、まあまあそうですよね、という話になるんだけれども、実は今からちょうど30年くらい前に、環境衛生課が取り組んだ仕事なんですけれども、資源化とかリサイクルとかということで一生懸命やりましょうということをやったんですね。その頃も君津市の排出量っていうのは大体一人1キロだったんですね。ところが、それをやってインセンティブを与えたんです。ごみの袋の有料化を伴って、一方的に2割カットで80パーセント分の袋しかタダで配布しなかったんです。それを超えたものは自分で買うという施策をあえて打ったんです。そしたら、余った袋はどうするんですかと言ったらトイレットペーパーと取り換えてくれるというのを打ったんです。そしたらみんなトイレットペーパーを、行列ができるほど取り換えに来たんですけど、あの時のごみの搬出量が600グラムオーダーなんですよ。実は君津市民は600グラムオーダーまで経験してきているんですよ。それがどうしてまた900グラムになっちゃったのかな、というのがね、ちょっとよく分からないんですよね。

実は、君津市民の実績として600グラムオーダーまで落としています、ということです。決して、900グラムが高いとか、少ないとか、多いとかという話ではなくて、全国平均からすればまあまあいいですね、みたいな数字なんだけれども、そういうことも踏まえて、ごみの減量化というのをもう少し取り組んだらどうなかなというふうに思います。

30年前と今とでは生活様式も違うし、いろんなものが違うってあったんだけれども、30年前どうしたかといったら、納豆の入っているパックがありますよね。あれ、洗えば資源だよと言ったんです。納豆の上にラップがかかっていますよね。あれを、洗えば資源だよってやった当時の課長がいたんです。そうさせたんですけれども。そしたら、みんな資源で出てきたんですね。ですから、そこまでやった経験を君津市民は持っています。ペットボトルも洗えば資源だよと。だから君津のペットボトルっていうのは、1番高く売れたはずなんです。

飲み残しをそのまま資源化するという、隣接の自治体はみんなそうでしたけれども、そういう経験があるので、やればできるので、もうちょっと何かごみ施策について、努力した経験のある君津市民だから、身に覚えがあることだから覚えてくれるんじゃないのかなというふうに思っています。

以上です。

(保坂議長)

ありがとうございました。

今のは4点になりますかね。降下ばいじんのことと、小糸川のBODと、海域のCOD、これは1と4の基準値のところの場所、あとはごみの排出量の問題、この4点について、事務局よろしくお願ひします。

(小松課長)

貴重なご意見をいただきてどうもありがとうございます。

簡単なところからお話しをさせていただきますと、海域の調査地点4番というところなんですけれど、これは、小糸川河口部の日鉄の近くの地点でございます。

降下ばいじんにつきましては、委員のおっしゃるとおり、貴重なご意見をいただきまして、私たちも鹿児島とかとの比較をしたことがなかったんですけれども、降下ばいじんの量は確か、私たちの今持っている資料ですと、平成8年くらいがピークで徐々に下がってきて、ただ、近年は、平成28年とかから少し小櫃の方が高くなっているという傾向になってございます。原因はなかなか特定が難しいところではございます。ただ、ちょっと上がってきているというのは注意しなければならないのかなというところでございます。

小糸川のBODで特に奥米が高いですよというところなんですが、環境基準の方は満足しているというところで、こちらの方は判断をしているというところでございます。

環境保全課は、以上でございます。

(中村課長)

ごみの減量化というところでございますけれども、鈴木委員がおっしゃったとおり、平成12年からごみの分別収集、資源ごみの収集を始めまして、例えば、お話しのあったように納豆のパックですとか、そういったところもですね、減量をやつていないわけではなくて、皆さん君津市民の方はその頃から意識が非常に高くて、県内でも数値的には上位の方にいるような状況でございます。

非常に意識が高いというところでございまして、中には、違反ごみ等で間違った出し方をされる方等もいらっしゃいますが、そういった方につきましては、自治会の方と連携して指導を行っているところでございます。

また、新たな取組といったしまして、国の方でも、プラスチック新法が施行されまして、プラスチック製品のごみもリサイクルに回すようにということで、容器包装プラスチックとあわせた収集というのも現在検討しておりますので、早いうちに実施できればと考えているところでございます。

(鈴木委員)

ありがとうございました。

ちなみに、降下ばいじんについては、蛇足で話を紹介しておきます。

昭和の時代です。環境保全課ではなくて公害対策課でしたけど、そのとき、宮城県庁が1週間僕のところへ研修に来ていたんですよ。それで、何をやりたいのかといったときに、宮城県庁はスパイクタイヤを規制したいと、その判断基準を教えてくれと。僕は10トンだって言ったんです。

どういうことかというと、実は10トンを超えてきた時に、犬を調査しました。

犬は鼻が下を向いているため、ほこりを吸い込みやすく、とある研究機関と調査したら、10トンを超えてくると影響があるようでした。

ですから、宮城県にサジェスチョンしたのは何かっていうと、春先に10トンを超えるようなところがたくさん出てくるようだったら、スパイクタイヤの禁止ありますよねという話をしました。そうしたらスパイクタイヤが禁止になったんですよ。もはやスパイクタイヤを履いているところはどこもないんですけども。

そういうこともありますので、降下ばいじんというのは、要はポットの中に落っこちてきたものをどれだけか量るだけの話で、お金のかからない、極めて古典的な方法なんですけれども、そこで示す10トンというのは、結構意味がある数字だというふうに理解をしていただければと思います。

答弁ありがとうございました。私から蛇足をお示しました。

以上です。

(保坂議長)

ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

(大和委員)

7ページ目の放射性物質の件なんですけれども、こちらの508頭全頭のイノシシの検査についてですが、こちらのイノシシの検査はいったいいつまで続けるものなのか、そして、過去にイノシシの検査を行って、どれくらい引っ掛けた肉があったのかお教えいただけましたらと思います。

(保坂議長)

農政課の所管だと思いますが、事務局で分かれば回答をお願いします。

(石山次長)

分かる範囲での回答になります。

まずイノシシの放射能の検査なんですけれども、こちらの方は、国の判断でまだ現状は、この君津を含めたこちらの地域については、まだ継続して検査が必要ということになっておりまして、そういうことから言いますと、いつまでやればというのはまだ明確ではなくて、現状はまだ続けていかなければならぬと。

ただ全体からしますと、少しずつ、検査が解除になっている地域も出ているということも伺っておりますので、そういうことも踏まえますと、しかるべきタイミングでなくなってくるのではないかということもあり得るかと思います。

それと、放射能の濃度については、正確な数値は分からぬんですが、特段これまで大きく出たということは私の記憶ではございませんので、それほど心配するような状況にはなっていないというふうに認識しております。

(大和委員)

ありがとうございました。

イノシシの放射能検査に関しましては、確か、検査を行うのに1キロの検体が必要ということで、小さいいわゆるウリ坊を捕まえた場合には、検査をするだけで全く利用ができなくなってしまうので、もしこの検査がなくなれば、食肉として利用

できなくても、ドックフードなど、いろんな資源として活用ができると思いますので、今後、国の方針が決まらなくとも、働きかけが何かしらできるようであれば、早めにこういった放射能の検査がなくなるような手続きを行っていただければと思います。ありがとうございました。お願ひします。

(保坂議長)

また農政課と相談していただければと思います。よろしくお願ひします。
他にございませんでしょうか。

(天笠 寛委員)

どれに關係するのか分かりませんが、道路の脇の木があるじゃないですか。あの木について、いろんな觀点で植えてあるということは理解します。

ただ、伐採に係るお金が相当かかるのではないかなどということと、歩道を壊している事実、これをまた修復しなきやいけないお金、かなりのお金がかかっている中、また、電線等を切ってしまうのではないかという不安も募る、そんなようなことを考えるんですが、その辺で考えていることとか、実際に進めていることはありますでしょうか。

(竹内部長)

ただ今のは街路樹の管理についてのお尋ねかと思ひますけれど、街路樹につきましては比較的落葉樹を取り入れておりまして、夏場には日を遮り冬場には落葉することによって日を差すようにすると、そんな目的があって、かねてから都市計画によるまちづくりには取り入れているところでございます。

近年、ご指摘のような根上がり等々が発生している関係から、一定の基準を建設担当の方で設けまして、おろぬく形で伐採を順次してきているところです。

現在は、君津青堀線でリボンのようなものがかかっているものが見受けられますが、そういったもので、数本に一本は伐採していこうというふうなことを順次、その辺は環境に合わせた形でやっておりますけど、基本的には根元からやっているようなことが多いと思ひますので、またお気づきの点がございましたら、担当部署あるいは私どもにもお寄せいただいた中で、ご指摘のようなことがないよう取り組んでいきたいと思ひます。

以上でございます。

(天笠 寛委員)

ぜひそれは考えていいいただきたいと思ひます。

私は商工会議所の方から来ていますので、商売的にも、お店を見るために非常に木が大きくなりすぎて、お店全体が見えなくて非常に困っているところが多いものですから、ぜひそれは、その觀点も踏まえて今後の対策として進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(保坂議長)

ありがとうございます。

バリアフリー化もしなければいけないし、天笠委員が言ったように景観という形の中で途中から切られても非常にみつともないというか、できれば伐根してきれい

にアスファルトを敷いてしまった方が非常に景観的には良いかなというふうには考えますので、そういったご指摘かなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

他にございませんでしょうか。

ないようですので、次に報告3番目の「第5次君津市地球温暖化対策実行計画の令和5年度実施状況について」、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局から資料に沿って説明)

(保坂議長)

ありがとうございました。

ただ今の説明の中で、何かご質問のある方、よろしくお願ひいたします。

(松崎委員)

8ページの下のところの、市内の公共施設のクールシェアスポットという話が書いてあるんですけれど、これはどこの施設をやっているんでしょうか。

市のホームページで周知しましたとなっているんですけど、私の認知が足らないと思いますすけれど、どこでやっているのかをお聞かせください。

(鈴木係長)

ご質問ありがとうございます。

市内の16施設ですけれども、主に本庁舎や公民館、コミュニティセンターとなっております。

(竹内部長)

令和5年度からただ今の取組を進めておりますが、引き続き広報、ホームページ等で周知・徹底を図ってまいります。

(石井委員)

省エネの分でお聞きしたいんですが、2027年度で蛍光灯自体が製造中止ということになりますので、その辺りを含んで目標値というのが設定されているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

(大竹環境グリーンアドバイザー)

実際には、2027年に蛍光灯がなくなってしまうというのは、この計画を作った後に出了ものではありますけれども、それよりも先にLEDについてどんどん入れていくと、いずれは100%にするという計画で進んでおりますので、ちょうど良いような計画になっているのではないかと思います。

(石井委員)

ありがとうございました。

私はコミュニティセンターの方の指定管理者をやっていまして、今年度からLEDということで、なかなか器具を替えるのは大変なので、電球だけLEDに替えるというのもありますので、特に家庭とかの分について、そういうPRも必要かなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(保坂議長)

他にございませんか。

なければ、以上といたします。

本日、予定しておりました議題は以上となりますので、ここで君津市環境審議会の議長の職を解かせていただきます。

みなさん、ご協力ありがとうございました。

(川嶋係長)

保坂会長には、長時間にわたり議事の進行をいただき、ありがとうございました。

「次第4 その他」につきまして、特別、事務局からの連絡事項はございませんので省略をさせていただきたいと思います。

委員の方から何かございますか。

(石上委員)

すみません、審議会とは別になるんですけど、今年度より県の方で金属スクラップヤードの条例が施行されまして、設置事業者に対しても許可申請が必要であるということが義務付けられておりますが、我々の君津市にもいくつかのヤードがあつて、そちらの方が順調に申請が行われているのかどうかというのを、市が許可権者ではないんですけど、分かる範囲で教えていただければと思います。

(小松課長)

金属スクラップヤードなんですけれども、市が把握している既存のスクラップヤード場は、すべて事前協議が県の方に提出されているというふうな認識でございます。

事前協議が提出されると本市にも意見照会が来ます。私どもの方も、庁内の関係部局で構成される会議体で中身の精査をするとともに、現場の方を確認して意見の方を出してございます。

箇所数は、私が把握している限りだと7で、最後の一つの事前協議が先般提出され、年明け1月に会議を開くとともに、現場の方に行って県の方に意見書を提出するというふうな段取りになってございます。

(石上委員)

分かりました。

少なからず環境に影響するであろう事業体ですので、そういったところは注視していただきながら今後も見ていただけたらと思います。

(石山次長)

補足ですけれども、金属スクラップヤードは、これまで規制がかからなくて非常に生活環境等にいろいろと支障が出るということがございまして、千葉県で全国に先駆けて規制条例をつくったということになります。当然、私ども地元の市町村にも立入検査権とか、その辺がございますので、今後はスクラップヤード条例に基づき、より一層厳しく指導・監視等をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(川嶋係長)

ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、君津市環境審議会を終了いたします。

お疲れ様でした。

《午後3時00分終了》